

## 合理的配慮申請について

神戸海星女子学院大学においては、学生サポート委員会(学生サポート専門員、教務部、学生部、学生相談委員会、保健室、学生サポート委員)と担任が協議を重ねながら、支援の方法や内容について検討し、実施します。

合理的配慮申請は、学期ごとに見直しをしています。申請には合理的配慮申請書及び原則として医師の診断書が必要です。

合理的配慮申請書等の提出後は、面談を実施して支援の方法や内容について検討し、実施します。

### 【入学前の生徒・保護者の方へ】

(078) 801 2277(代表)までご連絡をください。

入学前の生徒は受験前にご相談ください。「サポートの件です」とお申し出いただければ、担当課が対応いたします。

入学予定の方においては、2月から相談を受け付けています。

### 【在学の方へ】

教務部、学生部、学生相談室、保健室、担任にまず相談してください。

合理的配慮申請時における履修登録はできる限り早めにしてください。(後日、履修変更日まで変更可能です)書類提出後に面談を実施します。

その後、合意形成を行ない、提供内容をお知らせします。

※授業 8 週目以降については、当該学期の新たな配慮申請を受け付けることは出来ませんので、ご承知おきください。